

総 括 調 査 票

調査事案名	(8) 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等			調査対象 予算額	令和2年度：151,065百万円の内数（一般会計）、48,752百万円（政府関係機関）ほか （参考 令和3年度：150,660百万円の内数（一般会計）、45,961百万円（政府関係機関））		
府省名	外務省	会計	一般会計、政府関係機関	項	独立行政法人国際協力機構運営費、事業損金	調査主体	本省
組織	外務本省ほか			目	政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金、業務委託費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

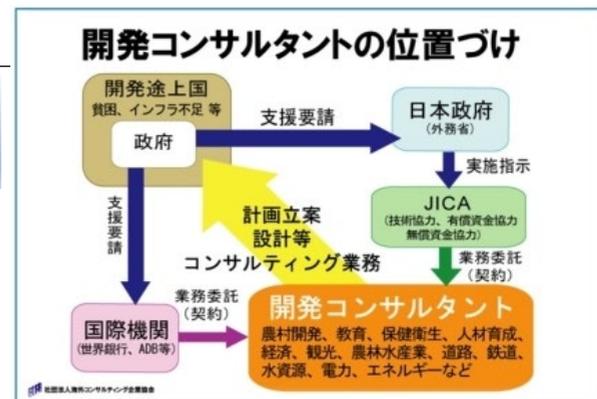
【事案の概要】

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、外務省から交付された独立行政法人運営費交付金等を用い、コンサルタント契約等を通じて技術協力プロジェクト等を実施している。（本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

技術協力とは

- 日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材育成や制度づくりに協力。
- 専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を支援。

【国費の流れ】



（出典：外務省HP）

【前回の調査結果（平成30年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 調達制度について

現行の調達契約制度を抜本的に見直し、原則全ての技術協力について、価格が相当程度加味される一般競争入札等に移行すべき。

2. 契約単価・支払方法について

若手の登用や精算業務の効率化等を促すため、1の調達制度改革と併せて成果報酬（ランプサム）契約に移行すべき。特に、割高なコンサルタントの人件費・間接経費の積算方法はゼロベースから見直すべき。

3. 質の向上に向けた取組について

①コンサルタントの事後評価を次回以降の技術点評価に反映する具体的かつ明確なルールの設定・公表、②JICA以外で国際的な受注実績がある場合の技術点の加点、③外国法人・外国人材の起用制限の撤廃、④特定の技術の移転に重点が置かれている案件についてその技術に関する実績があることを応募の必要条件とすべき。

反映の内容等

1. 調達制度について

技術協力を含むコンサルタント等契約（業務実施契約）について、QCBSを平成30年度中に制度化し、平成31年4月より新規調査案件に、同年内には新規技術協力プロジェクト案件にも適用する。

2. 契約単価・支払方法について

詳細設計業務（業務量確定部分）を対象にランプサム（成果報酬型）化を検討、平成31年4月より全ての新規案件に適用する。コンサルタント経費の積算方法については、「経費実態調査」を実施した上で令和元年度末までに改定する。

3. 質の向上に向けた取組について

コンサルタント実績評価の次回以降の評価への反映については、具体的かつ明確なルール化を令和元年度前半までに行う。国際的な受注実績がある場合の加点、日本に未登記の外国法人の参画及び外国籍人材の参画については平成30年12月以降の新規公示分から導入済み。

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等

②調査の視点

1. 価格競争メカニズム等の導入状況

前回調査で指摘のあった価格競争メカニズムや調達契約制度の改善が進んでいるか。

2. 契約単価・支払方法について

前回調査で指摘のあった契約単価・支払方法の改善が進んでいるか。

3. 質の向上に向けた取組について

質の向上(海外のノウハウ導入、国際競争力向上等)への取組が進んでいるか。

【調査対象年度】
平成30年度～令和2年度

【調査対象先数】
独立行政法人国際協力機構：1先

③調査結果及びその分析

1. 価格競争メカニズム等の導入状況

令和元年度より、価格が加味される選定方法として国際機関や各国ドナーが採用している、QCBS(※)選定方法を協力準備調査等の業務を対象に導入を開始した。令和元年度以降の従来型企画競争とQCBSの実績について、「見積額/予定価格」という指標で比較したところ、従来型企画競争が95%に対し、QCBSが89%と6%程度のコスト削減が達成できたと考えられる。

※QCBS(Quality- and Cost- based Selection)とは

- ・競争参加者の能力や経験、技術提案(プロポーザル)の内容の評価(技術評価)と見積金額(価格評価)を総合的に評価することにより発注者にとって最も有利な提案を行った者を契約交渉の相手方とする方法(企画競争(随意契約)の一種)。

令和2年度公示分において、コンサルタント契約総額約386億円のうち約170億円が一般競争入札又はQCBSにて選定を行っている一方、コンサルタント契約総額の多くを占める技術協力プロジェクトについては、契約金額約201億円のほぼ全額が依然従来型の企画競争に依っており、【表1】令和2年度中に締結された新規契約においても前回調査より改善は認められなかった。【図1】

技術協力プロジェクトは他業務と異なり、プロジェクト目標を達成するために追加すべき業務等について競争参加者より提案を求めた上で、最終的な業務内容を確定する必要がある。

そのため競争参加者の提案内容について、QCBSの導入後においてもプロジェクト目標の達成に必要な水準を確保する観点から、令和2年度初めから一部案件に対してQCBSの試行導入の開始を経た上で、コンサルタント業界との意見交換を踏まえ、令和2年度内に本格導入する予定であった。

しかし、JICAによると新型コロナウイルス感染症の影響による契約業務履行環境の不確実性の増加に加え、競争参加者との間で業者選考時における競争条件の設定等の調整が難航し試行の実施が遅れているとのことであった。

2. 契約単価・支払方法について

ランプサム方式(※)については、平成30年度より詳細設計業務(業務量確定部分)に導入を開始し、以降全ての詳細設計業務(計6件)に導入している。【表2】

※ランプサム(成果報酬型)方式とは

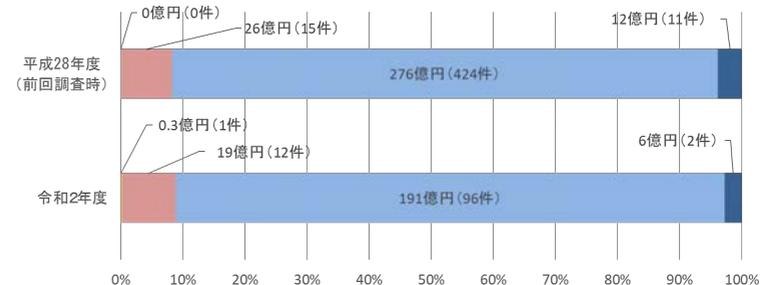
- ・約定された固定金額で受注者側が業務の完成を請負う方式。この方式は当初の契約段階で業務量が確定している業務に適している。
- ・発注者側(JICA)のメリットは当初の段階で当該事業のコストが確定し事業着手後の契約金額の増額リスクを低減させることができる。

【表1】令和2年度における価格競争メカニズムの導入実績

	公示件数 契約金額	入札 契約金額	選定方式	
			企画競争(随意契約) QCBS 契約金額	従来型 契約金額
コンサルタント契約総数	336件 386.1億円	111件 25.6億円	126件 144.1億円	99件 216.5億円
うち技術協力プロジェクト	91件 201.4億円	2件 0.3億円	0件 -	89件 201.1億円

※計数は四捨五入により合計において一致しない場合がある

【図1】技術協力プロジェクトにおける各競争方法の新規契約額



■一般競争入札 ■従来型企画競争・価格加味 ■従来型企画競争・見積未開封 ■競争性のない随意契約
※QCBSは未導入

【表2】詳細設計業務に係る「ランプサム方式」の適用実績

国名	件名	契約年度	当初契約金額	ランプサム額	ランプサムの割合
フィリピン	新マクタン橋建設事業詳細設計業務	令和2年度	23.93億円	15.29億円	63.9%
ミャンマー	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズI橋梁新設にかかる詳細設計業務	令和2年度	2.68億円	0.46億円	17.3%
ケニア	モンバサゲートブリッジ建設事業詳細設計業務	令和元年度	27.28億円	11.05億円	40.5%
ケニア	モンバサ経済特区開発事業詳細設計業務	令和元年度	8.76億円	3.55億円	40.5%
フィリピン	ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業マタノグーバリラニアラマダニリンガン区間・タビアンレーバック区間詳細設計業務	令和元年度	10.28億円	3.67億円	35.7%
フィリピン	パッシング・マリキナ河川改修事業フェーズIV詳細設計業務	平成30年度	5.16億円	1.66億円	32.2%
合 計			78.09億円	35.68億円	45.7%

※計数は四捨五入により合計及び割合において一致しない場合がある

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等

③調査結果及びその分析

ランプサム方式が導入された詳細設計業務の令和2年度の契約金額総額は約27億円（うちランプサム化額は約16億円）となっており、コンサルタント契約全体に占める割合は小さい。【図2】

また、前回調査で指摘した高額な契約単価の要因となっている従事者の号数分布（※）については、前回調査より若干ではあるが単価低下の傾向がみられる。【図3】

※業務内容の難易度や各業務従事者の大学卒業後の業務経験年数に応じて号数（月額報酬単価）が決まる仕組みで、単価・利益率が高い号数の従事者が多くなっていた。

以上を踏まえ、今後ランプサム方式や価格競争メカニズムの一層の導入によって受注者の生産性向上や人件費の抑制に関して更なる改善が図られるべきである。

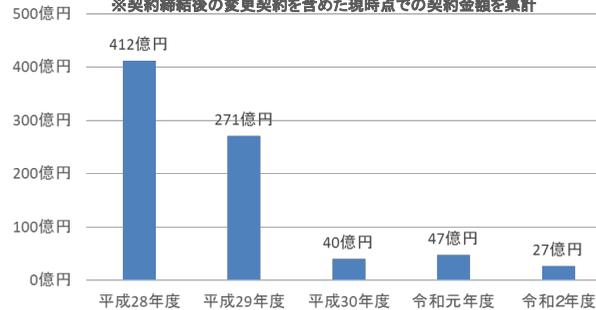
3. 質の向上に向けた取組について

前回指摘を受け、JICAは平成30年12月より外国法人や外国籍人材の起用制限を撤廃する等の取組を行っているが、令和2年度において外国法人がコンサルタント業務に参画した事例はない（令和元年度は3件）。

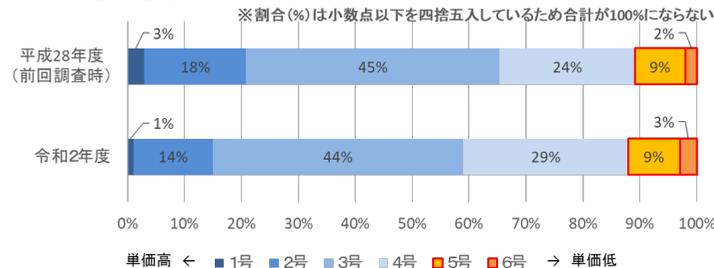
また、コンサルタント業務従事者として参画している外国籍人材のデータは収集しておらず、海外のノウハウを吸収する取組については未だ不十分な点が見られる。

依然として、コンサルタント業務の参画者について海外業務受注経験がある場合は限定的であり、国際競争力のある人材を十分に確保できていない。また我が国の開発コンサルタントの海外業務受注額の大宗はJICA関連の案件であることを踏まえれば、国際競争力向上への継続的な取組が必要である。【図4】

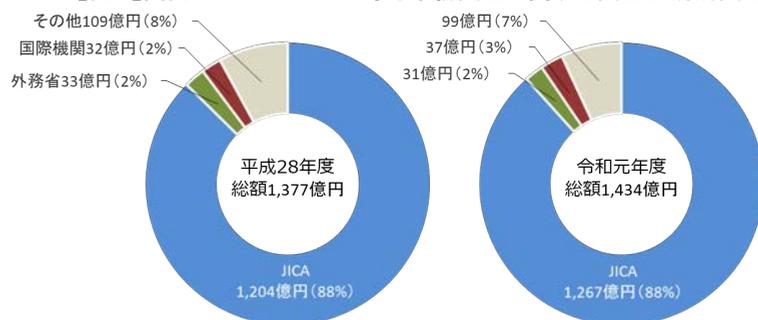
【図2】過去5年間の詳細設計業務発注実績
※契約締結後の変更契約を含めた現時点での契約金額を集計



【図3】技術協力プロジェクトの従事者の号数別分布状況



【図4】開発コンサルタントの海外業務受注に関する資金出所別受注額



※計数は四捨五入により合計において一致しない場合がある

(出典：国際建設技術協会)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 価格競争メカニズム等の導入状況

前回調査では全てのコンサルタント等契約を対象に令和元年度よりQCBSを適用することとしていたが、コンサルタント契約総額の多くを占める技術協力プロジェクトにおいて導入されていない。

については技術協力プロジェクトにおける価格競争メカニズムの早期導入へのスケジュールについて再度設定するとともに、早期導入が困難である場合にはその理由を示すべき。

2. 契約単価・支払方法について

ランプサム方式の導入は限定的であるところ、業務内容が確定的だと考えられる協力準備調査をはじめ、基礎情報収集・確認調査や事後評価調査といった詳細設計業務以外の業務種別についても業務量確定部分の洗い出しを行った上で、ランプサム方式導入への検討を行い、コストの抑制等を図るべき。

3. 質の向上に向けた取組について

海外ノウハウの活用の指標としてJICAコンサルタント業務従事者として参画している外国籍人材の実態把握を行うとともに、入札方式等が国際競争力のある者に対する参入障壁となっていないか調査を行う等、国内開発コンサルタントの国際競争力向上及び国際競争力のある者の参入を促す検討を行うべき。